

秋田地方最低賃金審議会

議 事 録

令和4年度 第3回

令和4年8月5日（金）開催

1 日 時 令和4年8月5日(金) 16時00分～16時42分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出 席 者

公益委員 5名中5名出席

赤坂 薫 伊藤慎一 白木智昭 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 5名中5名出席

井上正克 今井裕子 後藤正文 佐藤伸幸 本堂由紀子

使用者委員 5名中5名出席

小野秀人 佐藤宗樹 時田祐司 堀江重久 若泉裕明

[事務局] 秋田労働局

川口労働局長 立花労働基準部長 佐々木賃金室長

小林賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

(1) 秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について(予定)

(2) 秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)

(3) その他

5 配付資料

資料番号1 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問・申出書)

1-1 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

1-2 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

1-3 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

1-4 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

資料番号2 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会委員名簿(案)

6 議事内容

○杉本賃金調査員

本日は、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から令和4年度第3回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、合計15名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

それでは、これからの進行は、赤坂会長にお願いいたします。

○赤坂会長

それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。議事録署名は、秋田地方最低賃金審議会運営規程第7条第1項において、「会長のほかに会長が指名した委員2名」となっておりますので、本日は労働者代表 井上委員、使用者代表 佐藤委員にお願いします。

本日審議する議題は、議題1「秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について（予定）」、議題2「秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）」、議題3「その他」となっております。

それでは、議題1の秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について審議します。

秋田県最低賃金の改定については、本審議会からの付託により、秋田県最低賃金専門部会において本日まで3回の会議を開催し、全会一致を目指して審議を重ねてきたところでありますが、最後まで意見の一致をみることができませんでした。

このため、公益委員で協議し、これまでの各側のご意見と、中央最低賃金審議会の目安答申、各種統計資料等を基に、総合的に判断いたしまして、「公益委員見解」を示し、採決により専門部会の結論としたい旨発議したところ、労使とも了解されたので、公益委員見解の採決を行った結果、賛成5名、反対3名となり、公益委員見解を専門部会の結論として、本審に報告することとなったものであります。

それでは、事務局から専門部会での審議経過等を報告してください。

○佐々木賃金室長

それでは事務局から審議経過についてご説明いたします。令和4年6月29日第1回最低賃金審議会では局長から最低賃金審議会会長あてに最低賃金の改正につい

て諮問いたしました。その後、数次にわたる金額審議を行いまして、中央からの目安は8月3日に目安伝達をし、当初の労働者側の主張としましては早期に1,000円に到達する。生計費も考えるという主張でございました。使用者側の主張としましては、各種統計調査等の資料に基づき賃金を決める。なお且つ、通常の事業の賃金支払い能力を最優先すべきという主張をいただきました。さらに数次にわたり金額審議を慎重に行いましたが一致をみるには至らず専門部会で採決となった次第です。

それでは専門部会報告を読み上げます。お手元の別紙をご覧ください。

(写)

令和4年8月5日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 赤 坂 薫 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県最低賃金専門部会

部会長 赤 坂 薫

秋田県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年6月29日、秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

赤 坂 薫

臼 木 智 昭

長 岐 和 行

(労働者代表委員)

井 上 正 克

後 藤 正 文

佐 藤 伸 幸

(使用者代表委員)

小 野 秀 人

時 田 祐 司

堀 江 重 久

別 紙 1

秋田県最低賃金

- 1 適用する地域
秋田県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間853円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和4年10月1日
-

以上です。

○赤坂会長

ただ今の審議経過および専門部会報告について、質問、意見はございませんか。
特にないようですので、それでは、専門部会報告に基づき「現行の秋田県最低賃金時間額822円を31円引上げて時間額853円に改定する。」ことを当審議会の答申とすることについて、採決を取りたいと思います。

初めに、専門部会報告の内容を答申することに賛成の方举手願います。

【 賛成9名 】

次に、反対の方举手願います。

【 反対5名 】

賛成9名、反対5名であり、賛成多数と認めます。よって、本審議会は専門部会報告のとおり、現行の秋田県最低賃金額822円を31円引上げて、時間額853円とすることといたします。

それでは、秋田労働局長に答申することといたします。

事務局から答申文案を各委員に配付し読み上げてください。

○佐々木賃金室長

それでは答申文案を読み上げます。

(案)

令和4年8月5日

秋田労働局長

川口 秀人 殿

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫

秋田県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和4年6月29日付け秋労発基0629第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別紙

秋田県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
秋田県の区域
 - 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
 - 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
 - 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間853円
 - 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
 - 6 効力発生の日
令和4年10月1日
-

以上です。

○赤坂会長

ただいま読み上げました答申文案でよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それでは、労働局長に答申します。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

【 局長に答申文を手渡す 】

○杉本賃金調査員

報道機関の方にはお願いですが、カメラ取りはここで中断願います。ご協力をお願いいたします。

それでは会長、引き続きよろしくお願いたします。

○赤坂会長

それでは、ここで労働局長からご発言があるそうです。

○川口局長

ただ今、秋田地方最低賃金審議会会長から答申をいただきました。

委員の皆様におかれましては、6月29日に諮問申し上げて以来、大変お忙しい中、長時間にわたり精力的なご審議を賜り、本日答申をいただきましたことに対し厚く御礼申し上げます。

本日いただきました答申は、秋田県内の経済・雇用等の実態を見極めたうえでの結果と承知しております。今後この答申を尊重して秋田県最低賃金を決定して参りたいと考えておりますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

秋田県では過去最高の引上げ額となりましたが、最低賃金の引上げにより、影響を受ける企業もあるかと思われまます。

労働局としましては、改正手続きを行い、最低賃金が発効する前に、改正される最低賃金額の周知・広報等を積極的に行ってまいりますとともに、業務改善助成金をはじめ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に資する助成制度の周知・広報等にも努めてまいりたいと思ひます。

委員の皆様におかれましては、引き続き周知・広報にご協力いただきますようお願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。

○赤坂会長

それでは、今後の発効手続きについて事務局から説明してください。

○佐々木賃金室長

本日の答申を受け、最低賃金法第11条に基づき、答申に対する異議申出の公示を行います。異議申出の期間は15日間となっており、期限は8月22日月曜日とします。その間に異議の申出が提出された場合は、その申出について審議するため本審議会を開催することとなります。

異議の申出が提出されなかった場合は、当該異議の申出公示期間終了後に、官報掲載の手続きを経て発効となります。

また、異議の申出があった場合は、当該異議の申出に関する審議会の意見が提出された後、速やかに最低賃金の改定を行い、官報掲載の手続きを経て発効となります。

官報公示の30日後の10月1日に発効する予定です。以上でございます。

○赤坂会長

ただ今の説明について何かありますか。

特にないようですので、次の議題に移ります。

議題2は秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)となっております。

諮問に至る経緯について事務局から説明してください。

○佐々木賃金室長

特定最低賃金につきましては、非鉄金属製錬・精製業、電子部品等製造業、自動車・同附属品製造業、自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業の4業種について設けられているところです。

この4業種の特定最低賃金について、本年3月末までに改正の申出の意向があり、7月末までに労使から申出書の提出がありました。以上です。

○赤坂会長

それでは、局長からご発言をお願いします。

○川口局長

今般、本職に対しまして、秋田県特定最低賃金4件に関わる改正決定の申出がありましたので、改正決定の必要性につきまして貴会の意見をいただきたく諮問いたします。

ご審議の上、どうか速やかにご答申いただきますようお願いいたします。

【 局長から会長へ諮問文を手交 】

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて構いません。

報道機関の方にはお願いですが、カメラ取りはここまでとさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

それでは会長、引き続きよろしくようお願いいたします。

○赤坂会長

それでは事務局は、諮問文を読み上げて下さい。

○佐々木賃金室長

諮問文につきましては、本審議会の資料番号1以降をご覧ください。

それでは、諮問文を読み上げます。

秋労発基0805第1号

令和4年8月5日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田労働局長

川口 秀人

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和4年6月28日付けをもって基幹労連秋田県本部委員長 伊藤徹 から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第4号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

続きまして、資料番号1-2になります。

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田労働局長

川口 秀人

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和4年7月8日付けをもってジェイ・エイ・エム秋田 会長 宮崎美寿 から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第3号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

続きまして、資料番号1-3になります。

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田労働局長

川口 秀人

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
令和4年7月26日付けをもって自動車総連秋田地方協議会議長 木村圭 から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第5号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

続きまして、資料番号1-4になります。

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田労働局長

川口 秀人

秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和4年7月26日付けをもって自動車総連秋田地方協議会議長 木村圭 から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金(平成20年秋田労働局最低賃金公示第2号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

以上です。

○赤坂会長

ただ今、局長から4つの特定最賃の改正決定の必要性の有無について諮問を受けました。当審議会においては、「秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱に関する覚書」により、必要性の審議は特別小委員会を設置して行なうこととしております。

そこで、「秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金特別小委員会」の設置について審議します。

事務局から特別小委員会設置の手続について説明してください。

○佐々木賃金室長

特別小委員会の委員につきましては、「秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金に関する特別小委員会運営要領」の3の規定によりまして、「特別小委員会は、公益を代表とする委員、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員各3名をもって構成すること。また各委員は、審議会の議決により会長が、指名する。」

となっております。このため、前もって労使各側からご推薦をいただいた委員と公益委員による名簿案を資料番号2のとおり作成しておりますので、ご審議をお願いいたします。

○赤坂会長

ただ今の事務局からの説明のとおり、特別小委員会の委員について、本案のとおり指名することでご異議ございませんか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それでは、各側推薦の名簿案のとおり、指名することとしますので、各委員におかれましては、よろしく願いいたします。

議題3のその他ですが、委員の皆さまから何かありますか。

特にないようですので、事務局から何かありますか。

○佐々木賃金室長

今後の審議日程について事務局から提案させていただきます。

8月5日本日の秋田県最低賃金の改正決定に係る答申を受け、本日、答申に対する異議申出の公示を行います。異議申出があった場合、異議審を8月23日の午前中に開催したいと考えております。また、同日、これに先立ちまして、特別小委員会も開催したいと考えております。いずれも午前中の開催となりますが、開催時間は、特別小委員会が午前10時からとなります。審議会は特別小委員会が終了次第となりますので、午前10時30分頃からの開催予定としております。

異議申出がなかった場合については、異議審を開催する必要はありませんので、その場合には、別途連絡させていただきます。

また、以前からお伝えしておりますが、報道関係者から皆様に照会があった場合には、審議会の概要につきまして事務局が対応することといたしますのでよろしく願いいたします。以上です。

○赤坂会長

審議日程について、何か質問がありますか。

他に何かありませんか。

特にないようですので、これをもちまして本審議会を閉会いたします。

本日は大変お疲れ様でした。